（調査及び立法考査局調査企画課連携協力室長）　国立国会図書館調査員　小澤　隆
調査及び立法考査局国土交通課長を命ずる
（利用者サービス部サービス企画課長補佐）　国立国会図書館司書　髙品　盛也
国立国会図書館調査員に任命する
調査及び立法考査局経済産業課長を命ずる
（調査及び立法考査局農林環境課主査）　国立国会図書館調査員　遠藤　真弘
主任調査員を命ずる
調査及び立法考査局文教科学技術調査室付を命ずる
調査及び立法考査局文教科学技術課科学技術室長兼務を命ずる
（総務部総務課課長補佐）　国立国会図書館参事　小熊　美幸
国立国会図書館司書に任命する
主任司書を命ずる
収集書誌部付を命ずる（以上四月一日）

官庁報告

官庁事項

人事院公示第13号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、平成26年人事院公示第３号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成28年４月１日

人事院総裁　一宮なほみ

１　第２項中第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の一号を加える。

二　規則第７条の２の規定に基づき、人事院が認めることとされている事情について認めること。

２　この決定による改正は、平成28年４月１日から効力を発生する。

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、その指定を廃止したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年４月１日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	仙台市太白区八本松二丁目205番１から同市太白区あすと長町一丁目１番１までの上り線
		仙台市青葉区土樋一丁目198番11から同市青葉区一番町四丁目11番10まで
		仙台市青葉区一番町四丁目11番10から同市青葉区本町三丁目９番２まで
一般国道	48号	仙台市青葉区本町三丁目９番２から同市青葉区木町通一丁目344番まで
		仙台市青葉区木町通一丁目344番から同市青葉区八幡一丁目167番３まで
		仙台市青葉区八幡一丁目167番３から同市青葉区八幡五丁目112番まで

都市公園法（昭和31年法律第79号）第５条の２第１項の規定により公園と道路の兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき公示する。

その関係書類は、東北地方整備局及び東北地方整備局東北国営公園事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年４月１日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

１　公園の名称　国営みちのく杜の湖畔公園

２　兼用工作物の位置　宮城県柴田郡川崎町大字小野

３　管理者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　川崎町長

住所　宮城県柴田郡川崎町大字前川字裏町175番１号

４　管理者が行う兼用工作物の管理の内容　兼用工作物の改築、維持、修繕又は災害復旧

５　管理の期間　平成28年４月１日から道路の存続する日まで

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、その指定を廃止したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年４月１日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	４号	郡山市安積町荒井字梅田前15番地から同市字城清水23番地１までの上り線
		郡山市字城清水23番地１地内
		郡山市香久池二丁目242番から同市栄町209番までの下り線
		郡山市栄町209番から同市堤下町196番まで
		郡山市赤木町21番地から同市赤木町26番地まで

中部地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、中部地方整備局及び同局静岡河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成28年４月１日

中部地方整備局長　茅野　牧夫

１　河川の名称　大井川水系大井川

２　廃川敷地等が生じた年月日　平成28年４月１日

３　廃川敷地等の位置　静岡県島田市横井三丁目地先

４　廃川敷地等の種類及び数量　土地14,294.43平方メートル

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき指定した電線共同溝を整備すべき道路について、その指定を廃止したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年４月１日

中国地方整備局長　丸山　隆英

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	岡山市北区京橋南町55番１から同市北区東中央町１番101までの上下線
一般国道	２号	三原市城町３丁目１番11から同市皆実３丁目1400番１までの上下線
一般国道	９号	出雲市大津町655番２から同市渡橋町1211番までの上下線
一般国道	54号	広島市安佐北区可部１丁目762番１から同市安佐北区可部１丁目719番１までの上り線

九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成28年４月１日

九州地方整備局長　小平田浩司

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道３号	熊本県葦北郡芦北町大字花岡字石崎1076番２から熊本県葦北郡津奈木町大字千代字湯尻492まで

２　指定する期日　平成28年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。